

京都市告示第738号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局伏見土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和8年3月25日

京都市長 松井 孝治

名 称	位 置	供用開始の期日
大島第三公園	伏見区桃山町大島291	告示の日

(伏見土木みどり事務所)